

鳥取県建設工事下請状況調査・指導要領

1 目的

県が発注する建設工事の下請工事について、その実態を調査し、改善の指導等を行うことにより、下請工事の不当な低価格による発注を抑止することを目的とする。

2 対象工事

その年度に発注する格付工種（ほ装は除く。）の工事のうち、下請業者を使用しているものの中から、管理課長が選定した工事（年間約10件程度）を対象とする。

3 実態調査

（1）調査を行う職員

原則として、対象工事の監督員及び施工現場実態調査員の2名で行うものとする。ただし、管理課長が必要と認める案件については、管理課の職員が加わるものとする。

（2）調査事項

鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領に基づく調査と併せて、次の項目を調査する。

ア 下請業者名及び連絡先

イ 下請契約の種類（契約書・注文請書・注文書）

ウ 下請代金及びその積算内訳

エ 下請代金の支払状況

オ その他必要な事項

4 改善指導等

（1）調査の結果、不適切な事例があった場合は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領に基づき指導する。

（2）調査の結果、「建設工事低価格受発注者に対する経営診断指導要領」第2条第2号に該当すると認められた場合は、経営診断を受けるよう指導する。

（3）調査の結果、平成15年3月12日付管第2729号で通知した「下請代金等の支払いが遅延している建設業者の不指名について」に該当すると認められた場合は、指名業者に選定しないこととする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。